

入札説明書

1. 公告日：令和5年11月13日

2. 担当窓口

名称：株式会社立石食品
住所：鹿児島県鹿児島市谷山港2-2-4
電話：099-262-0211
担当者：猪原 律子

3. 一般競争入札参加資格の確認

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札公告2.に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり一般競争入札参加資格申請書を提出し、施主から一般競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、一般競争入札に参加出来ないものとする。

- (1) 提出期間：令和5年11月13日～令和5年11月27日まで、土日祝祭日を除く毎日、09時00分から17時00分まで。
- (2) 提出場所：株式会社立石食品 担当者 猪原 律子
- (3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参又は郵送することにより行なうものとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 一般競争入札参加資格確認通知
：令和5年11月27日17時00分以降に、電話連絡にて通知する。

(5) 申請書の作成

：申請書は、一般競争入札公告2.に沿って、別紙「一般競争入札参加資格申請書」により作成すること。

【添付書類】

ア. 業務報告書

直近年度のもので、法人概要書を含むこと

イ. 契約に係る指名停止等に関する申立書

ウ. 誓約書

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 施工管理担当者は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

オ. 前項(5)の添付書類の内、指名参加願等として当該年度に事業主体へ提出済みの書類がある場合は、添付を省略することが出来る。

4. 入札までの提出資料

(1) 提出書類：

見積書	3 部
その他	3 部

(2) 提出日程：

日 時：令和5年11月27日17時00分まで

場 所：株式会社立石食品

要 領：持参又は郵送

5. 一般競争入札参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

一般競争入札参加資格が無いと認められた者は、施主に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和5年11月27日 17時00分まで

(2) 提出場所：株式会社立石食品

提出方法：書面による。

FAX 可) FAX No. 099-261-4104

(3) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和5年11月27日 17時以降に説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

6. 開札の日時及び場所等

(1) 日時：令和5年11月28日 10時00分

(2) 場所：株式会社立石食品

(3) その他

ア. 入札にあたっては、一般競争参加資格があることを認められた確認通知の写しを、事前に提示すること。

イ. 代理人が入札するときは、委任状を事前に提出すること。

7. 入札方法：次の要項のとおり入札を執り行う。

【一般競争入札要項】

1. 施主

施主名：株式会社立石食品

住所：鹿児島県鹿児島市谷山港2-2-4

電話：099-262-0211

代表者：代表取締役社長 立石 祐二

担当者：猪原 律子

2. 補助事業名：令和5年度鹿児島県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業

3. 購入機械

①トンネルフリーザー設備一式

②除湿設備一式

③油煙濾過設備一式

④給・排気設備一式

4. 機械設置場所

鹿児島県鹿児島市谷山港2-2-4

株式会社立石食品 さつま揚げ加工工場

5. 納期（予定）

令和6年3月10日まで（ただし設置工事開始までに納品）

6. 支払条件

機械納品・検収後一括払い

7. 補償

引渡完了まで施設に損害が生じた場合は業者の責任により補修を行うものとする。

8. 工事範囲

入札条件および現場説明時指示事項の範囲とする。

9. 支給建材機器

なし。

10. 別途工事

(1) なし

(2) _____

11. 請負業者の決定方法

一般競争入札心得による。

12. 契約

施主と契約する。なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は契約できない。

13. 入札書記載金額

- (1) 入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。
- (2) 契約価格は決定金額に 100 分の 110 を乗じた金額とする。

14. 官庁その他への手続き

建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行なう。

15. 保安等

近隣の居住者および所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行なう。もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

16. 産業財産権の保証

- (1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主および代行者の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。
- (2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。
- (3) 上記の内容を厳守することを様式1の「誓約書」として見積参加時に提出すること。

17. その他

以 上

【一般競争入札心得】

入札者は、下記の事項に注意し、厳正に入札を行なう。

1. 入札者は指定の日時、場所に出席し、指示に従って入札書を提出する。
2. 代理人が入札する時には、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には、
 - (1) 機械購入金額
 - (2) 住所（登記上）・社名・代表者名（商号代表者の肩書、氏名）・代表者印
なお、代理人が見積提出時は代理人の記名及び代理人印を押印のこと（代表者印は不要）。
 - (3) 入札年月日
を記入する。
4. 入札者は、要求に応じて提出出来るよう内訳明細書を持参する。
5. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札参加資格のない者
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者
 - (3) 入札に必要な事項を記載しない者
 - (4) 同時に2つ以上の入札書を提出した者
 - (5) 入札に関して不正な行為を行った者
 - (6) 入札の時間に遅れてきた者
6. 入札保証金の納付の必要はない。
7. 入札の回数は2回までとし、次の方法により請負業者を決定する。
 - (1) 2回以内に見積設計目標価額内に達した最低価額者。
 - (2) 2回の入札を行なっても目標価格に達しない場合は、不調として入札を終了する。
 - (3) 見積設計目標価額に達した同額入札書提出は、抽選にて決定する。
 - (4) 最低入札価格は毎回公表する。
目標価格に達しない場合は最低価格者から価格交渉し、見積設計目標額の範囲内で決定する。
(注) ただし、不調の場合は、設計内容を変更の上再考

様式 1

誓 約 書

令和 年 月 日

株式会社立石食品
代表取締役 立石 祐二 様

(見積提出者)
住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

購入機械等 : ①トンネルフリーザー設備一式
②除湿設備一式
③油煙濾過設備一式
④給・排気設備一式

機械等設置場所 : 鹿児島県鹿児島市谷山港 2-2-4
株式会社立石食品 さつま揚げ加工工場

当社は上記機械購入の競争見積参加にあたり、落札の有無にかかわらず、要項書ならびに仕様書および関連する各法令に従い、下記の内容を遵守することを誓約いたします。

記

1. 当社が施主および代行者に完成引渡した施設およびそれに含まれる機械・工事材料ならびに施工方法について、当社は自ら産業財産権もしくは実施権を有し、他の産業財産権、その他の権利を侵害しないこと。
2. 前項に関し、万一損害賠償等の事故を生じたときは、施主および代行者の事業に支障のないよう当社の責任において解決すること。
3. 当社は、前項の事故による損害が施主および代行者に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。
4. 当社は、当競争見積に係する産業財産権に関する紛争は、本競争見積の参加業者間で解決するものとし、施主および代行者に対して直接に訴え、提起、その他一切の請求を行わないこと。

以上

一般競争入札参加資格申請書

令和 年 月 日

株式会社立石食品
代表取締役 立石 祐二 様

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 _____ 印

貴殿より公告のあった機械購入に係る一般競争入札参加資格について、下記のとおり申請します。

記

1. 公 告 日：令和5年11月13日
2. 事業主体名：株式会社立石食品
3. 補助事業名：令和5年度鹿児島県食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
4. 購入機械等：
 - ①トンネルフリーザー設備一式
 - ②除湿設備一式
 - ③油煙濾過設備一式
 - ④給・排気設備一式
5. 添付書類
 - (1) 業務報告書
 - (2) 契約に係る指名停止等に関する申立書

以上

別記様式第 10 号（第 20 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 年 月 日

株式会社立石食品
代表取締役 立石 祐二 様

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約に係る競争入札等への参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申立てません。

- (注) 1 ○○には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 49 条に規定する排除措置命令又は課徴金に係る同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受けた場合であつて、同一事案において他者が農林水産省の機関から当該契約の履行地域における指名停止の措置を受けた場合における当該公正取引委員会からの命令をいう。
ただし、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合には、この限りでない。